

平成 31 年 2 月 22 日
横浜市鶴見区福祉保健課

横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問と回答

横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】 公募要項	
【ページ】 2 ページ 5 (3) ア 施設及び設備の維持管理	
質問 1	小破修繕について、今までの直近の具体的事例を教えてください。
回答 1	平成 30 年度の主な修繕として、地域ケアプラザ及びコミュニティハウス共通エレベーターのロープ交換工事がありました。 平成 27～29 年度の主な修繕については、応募関係書類の様式 3 <説明資料> 5 管理費（保守管理、環境維持管理費）の<鶴見市場地域ケアプラザの過去の主な修繕履歴>をご覧ください。
【資料名】 公募要項	
【ページ】 5 ページ 5 (3) オ 利用者の実費負担について	
質問 2	福祉保健活動以外で使う場合とは、実際にはどんな事例があったか。
回答 2	マンション管理組合の定例会等や、誕生会等の個人的な目的で開催される活動の他、体操や社交ダンスの活動等で利用されています。
【資料名】 公募要項	
【ページ】 8 ページ ウ (オ) 運営状況の報告	
質問 3	指定管理料に占める人件費率は、実績としてどのくらいか。
回答 3	鶴見区ホームページにおいて、各地域ケアプラザの収支予算書及び収支報告書を掲載していますので、そちらをご参照ください。 http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/life/etc/kanri/hoken.html#t2
【資料名】 公募要項	
【ページ】 9 ページ エ (キ) 利用の継続	
質問 4	居宅介護支援事業、介護予防支援事業、第 1 号介護予防支援事業と 3 つある中で、居宅部分のみ外部提携や委託をすることは可能か。
回答 4	居宅介護支援事業は、運営業務の中核となる業務ですので、第三者への委託はできないと考えています。 ただし、指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）については、

	その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できるようになっています。(介護保険法 115 条の 23 第 3 項)
【資料名】	公募要項
【ページ】	14 ページ エ 評価基準項目について 5 (1) ア 施設の利用促進
質問 5	施設稼働率は、どのように算出しているのか。
回答 5	時間帯枠ごとの部屋別の利用件数を、部屋ごとに貸出可能日数で除することによって、部屋別の稼働率を算出します。施設稼働率は、各部屋の稼働率の平均値となります。
【資料名】	公募要項
【ページ】	17 ページ オ 選定結果の通知及び応募書類の公表
質問 6	点数は公表されるのか。
回答 6	評価項目ごとの各選定委員(※委員名は非公表)の点数及び合計点を、鶴見区ホームページへの掲載等により公表します。
【資料名】	公募要項
【ページ】	30 ページ <資料 2> 地域包括支援センターの資格要件等について
質問 7	保健師その他これに準ずる者の資格要件について、「地域ケア、地域保健等の経験」とは具体的にどのような内容・業務を指すのか。
回答 7	地域ケアの経験等が該当し、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではないとされています。
質問 8	保健師その他これに準ずる者の資格要件について、「高齢者に関する公衆衛生業務経験」とは具体的にどのような内容・業務を指すのか。
回答 8	地域包括支援センターにおける業務を実施するために必要な経験として、個別支援だけでなく、地域住民に対して包括的に支援するために必要な経験を指します。